

## 災害拠点精神科病院の指定について

## 1 経緯

- 東日本大震災及び熊本地震においては、被災した精神科病院から多数の患者搬送が行われており、災害拠点病院のみで対応することは困難であることが認識されている。しかし、これまで、災害時において精神科医療の中心的な役割を担う病院（以下「災害拠点精神科病院」という。）をどのように指定するのか、具体的な要件は明確化されていなかった。
- こうした中、国での議論を踏まえ、令和元年6月及び12月に国から通知（以下、「国通知」という。）（添付資料1）が発出され、災害拠点精神科病院を指定するための要件等が新たに示されるとともに、令和2年度までに、都道府県に少なくとも1カ所以上整備するよう通知がなされた。
- こうしたことから、本県の対応について、令和2年1月31日に開催された神奈川県精神保健福祉審議会においてお諮りしたところ、その方向性について了承をいただいたことから、改めて、本会議及び医療審議会において承認を得ることとしたい。

## 2 災害拠点精神科病院に求められる主な機能

- 災害拠点精神科病院は、災害時において、被災地内の精神科医療の必要な患者を24時間受入搬送可能な体制を有し、県内の精神科医療の中心的な役割を担う病院
- また、災害派遣精神科医療チーム（DPAT）を派遣する体制を有するとともに、精神疾患を有する患者の一時避難場所としての機能も担う病院

## 3 協議事項

- 本県における災害拠点精神科病院の整備に向けて、「神奈川県災害拠点精神科病院指定要綱」（以下、「県要綱」という。）を制定すること。
- 県要綱に基づき、災害拠点精神科病院を指定すること。
- 災害拠点精神科病院の指定並びにその体制等を適切に整備する観点から、県保健医療計画に位置付けること。

## 4 災害拠点精神科病院の指定要件と指定病院の選定の方向性

- 県としては、国通知に示す指定要件を踏まえると、現状の地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター（所在地 横浜市港南区芹が谷2-5-1）を措いて、指定できうる病院はないと認識し、指定について調整したところ、当該病院から内諾を得られた。
- このため、国通知に準拠して、県要綱（添付資料2）を制定し、県要綱に基づき、神奈川県立精神医療センターを本県の災害拠点精神科病院として指定することとしたい。
  - ※ 国通知と県要綱における災害拠点精神科病院の主な指定要件と指定病院の状況は（添付資料3）のとおり
- 指定後も不断の見直しを行い、精神科医療において実効性のある災害対策を推進す

る観点から、計画の更なる具体化に向けて、指定病院との調整を進める。

## 5 今後の日程

令和2年3月6日 神奈川県保健医療計画推進会議（書面審査）

3月24日 神奈川県医療審議会（書面審査）

4月1日 災害拠点精神科病院を指定

## 6 協議案件への対応（案）

「3 協議事項」のとおりとしたい

## 国通知と県要綱における災害拠点精神科病院の主な指定要件と指定病院の状況

	国通知における主な指定要件	県要綱	指定病院
1 運 営 体 制	(1) 24 時間、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入及び搬出を行う体制を有し、被災地からの精神科医療の必要な患者の受入れ拠点にもなること。	左に準拠 して規定	適
	(2) 災害派遣精神科医療チーム（D P A T）を派遣する体制があること。		
	(3) 被災後の診療機能の早期回復のための業務継続計画を整備し、被災状況を想定した研修・訓練を実施すること。		
	(4) 地域の精神科医療機関等と定期的な訓練や研修を実施するとともに、災害時に地域の精神科医療機関への支援を行うための体制を整えていること。		
2 施 設 及 び 設 備	(1) 施設 ア 災害時に多数の患者に対応可能なスペース及び資機材の備蓄スペースを有すること（推奨）。	左に準拠 して規定	適
	イ 診療機能を有する施設は耐震構造を有すること。		
	ウ 自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保するとともに、災害時に必要な水を確保すること。		
	エ 病院敷地内もしくは病院近接地に、被災した精神科病院からの患者に係る一時避難所とするための施設を確保しておくこと。		
	(2) 設備等 ア 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。		
イ 広域災害・救急医療情報システム（E M I S）に参加し、災害時の情報入力体制を整えること。	左に準拠 して規定	適	
ウ 携行式の応急用医療資器材、生活用品、トリアージ・タグ等を整えること。			
エ 食料、飲料水、医薬品等は、3日分程度を備蓄し、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと（一時避難所の			

	国通知における主な指定要件	県要綱	指定病院
	運営に見合った数量とすること)。		

医政発 0620 第 8 号  
障発 0620 第 1 号  
令和元年 6 月 20 日

各都道府県知事  
各政令市市長 } 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

#### 災害拠点精神科病院の整備について

災害医療体制における精神疾患を有する患者の受入れについては、平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震では、被災した精神科病院から多数の患者搬送が行われたが、精神科病院からの患者の受入れや精神症状の安定化等について災害拠点病院のみで対応することは困難であり、これまで整備してきた体制等についての課題が明らかになったところである。

また、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成 29 年 7 月 31 日付け医政地発 0731 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）においては、災害拠点精神科病院の目標、求められる機能が示されているが、具体的に認定するための指定要件は明示されていない。

そこで、これらの課題等について被災地を含めた災害医療関係の有識者が検討する場として「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」を開催し、同検討会における議論を踏まえ、災害拠点精神科病院の整備についての方針を定めたので以下のとおり通知する。

本通知は平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

#### 記

各都道府県においては、別紙に示す指定要件を満たす災害拠点精神科病院について指定を行い、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこ

と。なお、指定又は指定の解除を行った際には、速やかに厚生労働省医政局地域医療計画課精神科医療等対策室まで報告されたいこと。

また、災害拠点精神科病院については人口規模や地理的条件、都道府県における精神科医療の提供体制の実態などを考慮し、都道府県ごとに必要な数を整備すること（少なくとも各都道府県内に1カ所以上を整備すること。）。

## 別紙 災害拠点精神科病院指定要件

### (1) 運営体制

災害拠点精神科病院として、下記の要件を満たしていること。

- ① 24 時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。
- ② 災害発生時に、被災地からの精神科医療の必要な患者の受入れ拠点にもなること。なお、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの精神科医療の必要な患者の搬送先として患者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点精神科病院と被災地外の災害拠点精神科病院とのヘリコプターによる患者、医療物資等のピストン輸送等を災害派遣医療チーム（DMAT）と協力して実施できる機能を有していること。
- ③ 災害派遣精神科医療チーム（DPAT）（なお、DPATはDPAT先遣隊（DPAT統括者及び災害発災から概ね 48 時間以内に被災都道府県等において活動できる医療チームをいう。以下同じ。）であることが望ましい。）を保有し、その派遣体制があること。また、災害発生時に他の精神科医療機関のDPATその他の医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準（厚生労働省平成 8 年厚生労働省告示第 90 号）に適合した精神科指定病院又は当該告示の基準を満たす精神科病院であること。
- ⑤ 被災後に早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画が整備されていること。
- ⑥ 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。
- ⑦ 地域の精神科医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練や災害精神科医療に関する研修を実施すること。また、災害時に地域の精神科医療機関への支援を行うための体制を整えていること。

### (2) 施設及び設備

#### ① 医療関係

##### ア. 施設

災害拠点精神科病院として、下記の診療施設等を有すること。

- (ア) 病棟（病室、保護室等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室等）等精神科診療に必要な部門を設けるとともに、災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。
- (イ) 診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。
- (ウ) 災害時も主な診療施設や病棟等を機能させるのに必要な電力を確保するため、自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から必要な電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考に検討することが望ましい。
- (エ) 適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること。

#### イ. 設備

災害拠点精神科病院として、下記の設備等を有すること。

- (ア) 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。また、複数の通信手段を保有していることが望ましい。
- (イ) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。
- (ウ) 被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等
- (エ) トリアージ・タッグ

#### ウ. その他

食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。

また、食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者



との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと（ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点精神科病院への対応が含まれている場合は除く。）。

## ② 搬送関係

### ア. 施設

患者搬送については、DMATの協力を得つつ実施されるため、原則として敷地内のヘリコプターの離着陸場及び患者搬送用の緊急車輛については不要とする。ただし、円滑な搬送を実現させるため、近隣の活用可能なヘリコプターの離着陸場の状況については情報を把握しておくことが望ましい。

また、被災した精神科病院に入院する精神疾患を有する患者等の広域搬送等のため、一時的に多くの患者を受け入れる場合を想定し、病院敷地内もしくは病院近接地に、患者の一時的避難所を運営するための施設を前もって確保しておくこと。

### イ. 設備

DMAT先遣隊等の派遣に必要な緊急車輛を有することが望ましい。その車輛には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。

また、広域搬送が必要な精神疾患を有する患者のための一時的避難所を運営するに当たり、受け入れ想定患者数に見合った水、食料、医薬品等の備蓄も行うこと。

## (3) その他

災害拠点精神科病院の指定に当たっては、都道府県医療審議会等の承認を得ることとし、指定されたものについては医療計画に記載すること。また、都道府県は指定した災害拠点精神科病院が要件に合致しているかどうかを毎年（原則として4月1日時点）確認し、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこと。

指定又は指定の解除を行った際には、その内容について厚生労働省に報告すること。

なお、災害拠点精神科病院は、厚生労働省及び都道府県の行う調査に協力すること。

今後、災害拠点精神科病院へのDMAT先遣隊の配置の必須化を見込んでおり、DMAT先遣隊を配置していない災害拠点精神科病院は、可能な限り早い時期に配置できるよう努めること。

また、身体疾患を合併する患者の受け入れが行えるよう、院内の診療体制の

整備またはDMA T等との連携体制の整備など、適切な対応を進めること。

医政地発 1225 第 3 号  
障精発 1225 第 1 号  
令和元年 12 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精 神 ・ 障 害 保 健 課 長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 災害拠点精神科病院の指定の促進について

災害医療体制における精神疾患を有する患者の受入れについて、平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震において明らかになった課題等に対応するため、被災地を含めた災害医療関係の有識者が検討する場として「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」を開催し、同検討会における議論を踏まえ、災害拠点精神科病院の指定に関して、「災害拠点精神科病院の整備について」（令和元年 6 月 20 日付け医政発 0620 第 8 号・障発 0620 第 1 号厚生労働省医政局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）のとおり各都道府県知事等に対して通知したところです。

同通知において、災害拠点精神科病院を「少なくとも各都道府県内に 1 カ所以上を整備すること」を各都道府県に対して求めたところですが、令和元年 10 月 1 日現在の指定状況は全国で 3 カ所（全て大阪府）であり、現状指定が進んでおりません。

つきましては、災害拠点精神科病院の創設の趣旨を鑑み、早期に指定を行っていただくよう、よろしく願いいたします（指定の目処としては令和 2 年度中まで）。

(参考) 疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」(災害時における医療体制の構築に係る指針 2 災害医療の提供(1) 災害拠点病院)(抄)

精神科病院については、平成23年の東日本大震災では被災した精神科病院から多数の患者搬送が行われた。また、平成28年の熊本地震でも被災した精神科病院から595人の患者搬送が行われており、今後想定される南海トラフ地震等の大規模災害においても、同様に多数の精神科患者の搬送が必要となる可能性がある。一方で、災害拠点病院の有する精神病床数は約1万床(全精神病床の約3%)であり、精神科病院からの患者の受入れや、精神症状の安定化等を、災害拠点病院のみで対応することは困難である。このため、精神科病院においても、災害拠点病院と類似の機能を有する災害拠点精神科病院を今後整備する必要がある。

## 神奈川県災害拠点精神科病院指定要綱

(目的)

第1条 災害時において、精神科病院からの患者の受入れや、精神症状の安定化等、精神科医療を提供する上での中心的な役割を担う医療機関である災害拠点精神科病院について、本県における災害時の精神科医療体制を整備するために、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(平成29年3月31日付医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制構築に係る指針」中「災害時における医療体制の構築に係る指針」(以下「指針」という。)に基づき、災害拠点精神科病院の指定について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 災害拠点精神科病院の指定は、神奈川県知事がこれを行う。

(申請手続き)

第3条 神奈川県知事は、災害時においても、医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神科医療を行うための診療機能を有するとともに、被災地域等における精神科医療及び精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣機能を有する医療機関を災害拠点精神科病院に指定することができる。

2 災害拠点精神科病院に指定されることを希望する医療機関は、神奈川県知事に対し、神奈川県災害拠点精神科病院指定申請書(様式第1号)及び添付書類(以下「申請書類」という。)を提出しなければならない。

3 前項の申請書類は、神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課において受付を行う。

(指定要件)

第4条 災害拠点精神科病院の指定要件は「災害拠点精神科病院の整備について」(令和元年6月20日付医政発0620第8号厚生労働省医政局長及び障発0620第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「災害拠点精神科病院指定要件」に掲げる(1)運営体制並びに(2)施設及び設備とする。

(指定)

第5条 神奈川県知事は、第3条第2項に定める申請書類を審査した結果、一定の要件を満たしている場合は、速やかに当該医療機関を災害拠点精神科病院として指定し、神奈川県災害拠点精神科病院指定通知書(様式第2号)により通知する。

- 2 神奈川県知事は、申請書類に不備や不足等があった場合に、申請した医療機関に対して補正を求めることができる。
- 3 神奈川県知事は、第1項の審査において、必要がある場合は、追加の添付書類の提出を求めることができる。

(公表)

第6条 神奈川県知事は、前条第1項により指定した災害拠点精神科病院について、神奈川県保健医療計画に掲載することなどによって公表する。

(指定後の確認)

第7条 神奈川県知事は、指定した災害拠点精神科病院が第4条の指定の要件を満たしているかについて、毎年(原則として4月1日時点)確認を行うこととする。

- 2 前項の規定による確認は、神奈川県災害拠点精神科病院指定要件確認表(様式第3号)により行うものとする。
- 3 国が指針を改正した場合は、神奈川県知事は、既に指定された災害拠点精神科病院に対し、速やかに周知するとともに、改正後の指針を踏まえ、必要な確認を行うものとする。
- 4 災害拠点精神科病院は、神奈川県知事が行う第1項及び前項に定める確認に協力しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 前条による確認の結果、災害拠点精神科病院が第4条の指定の要件を著しく満たさなくなった場合は、神奈川県知事は災害拠点精神科病院の指定を取り消すことができるものとする。

- 2 神奈川県知事は指定を取り消す際は、速やかに神奈川県災害拠点精神科病院指定取消通知書(様式第4号)を交付する。

附 則

この要綱は、令和2年2月17日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

神奈川県 知 事 様

病院所在地

病院名

管理者名

㊟

神奈川県災害拠点精神科病院指定申請書

神奈川県災害拠点精神科病院として指定されるよう、神奈川県災害拠点精神科病院指定要綱第3条の規定により、添付書類を添えて申請します。

<添付書類>

（別紙）神奈川県災害拠点精神科病院指定要件確認表

- ①施設図面
- ②災害時優先的供給協定書
- ③神奈川県DPAT養成研修等修了者一覧表
- ④EMISのデータ入力訓練実施計画及び実績
- ⑤通信手段の種類と番号
- ⑥業務継続計画
- ⑦被災した状況を想定した研修・訓練計画及び実績
- ⑧医療関係団体の医療チームと、定期的な訓練及び実績

(別紙)

### 神奈川県災害拠点精神科病院指定要件確認表

	指定事項	確認欄	備考	添付書類
1	24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること			
2	災害発生時に、被災地からの精神科医療の必要な患者の受入れ拠点にもなること			
3	災害派遣精神科医療チーム(DPAT)を保有し、その派遣体制があること			③DPAT養成研修修了者一覧
4	災害発生時に他の精神科医療機関のDPATその他の医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること			
5	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準(厚生労働省平成8年厚生労働省告示第90号)に適合した精神科指定病院又は当該告示の基準を満たす精神科病院であること			
6	被災後に早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画が整備されていること			⑥業務継続計画
7	整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること			⑦研修・訓練計画及び実績
8	地域の精神科医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練や災害精神科医療に関する研修を実施すること			⑧研修・訓練計画及び実績
9	災害時に地域の精神科医療機関への支援を行うための体制を整えていること			
10	病棟(病室、保護室等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室等)等精神科診療に必要な部門を設けること			①施設図面
11	診療機能を有する施設は耐震構造を有すること			
12	災害時も主な診療施設や病棟等を機能させるのに必要な電力を確保するため、自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと			
13	平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から必要な電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと			
14	適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること			
15	衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること			⑤通信手段の種類と番号



	指定事項	確認欄	備考	添付書類
16	広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと			④入力訓練実施計画及び実績
17	被災地における自己完結型の医療に対応出来る携帯式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等を有すること			
18	トリアージ・タグを有すること			
19	食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと			
20	食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと(ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点精神科病院への対応が含まれている場合は除く。)			②協定書
21	被災した精神科病院に入院する精神疾患を有する患者等の広域搬送等のため、一時的に多くの患者を受け入れる場合を想定し、病院敷地内もしくは病院近接地に、患者の一時的避難所を運営するための施設を前もって確保しておくこと			①施設図面

【記載要領】

- ・それぞれの項目について、確認欄に
  - :実施、整備済み
  - △:未実施・未整備(今後実施(整備)の予定)
 のいずれかを記入。
- ・△の場合は、実施(整備)時期等の予定を備考欄に記入

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

（病院名） 管理者 様

神奈川県 知事

神奈川県災害拠点精神科病院指定通知書

平成 年 月 日付で神奈川県知事に提出のあった、神奈川県災害拠点精神科病院指定要綱（以下「要綱」という。）第3条に基づく申請について、要綱第5条の審査の結果、下記のとおり指定する。

記

1 病院名称	
2 病院所在地	
3 管理者名	
4 指定年月日	年 月 日
5 留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・要綱第7条の規定に基づき行う確認調査に協力しなければならない。</li><li>・要綱第8条の規定に基づき指定の取り消しを行うことがある。</li></ul>

様式第3号(第7条関係)

神奈川県災害拠点精神科病院指定要件確認表

記入日: \_\_\_\_\_ 年 月 日

病院名: \_\_\_\_\_

要件確認日: \_\_\_\_\_ 年 月 日

(令和 年4月1日時点)

	指定事項	確認欄	備考欄
1	24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること		
2	災害発生時に、被災地からの精神科医療の必要な患者の受入れ拠点にもなること		
3	災害派遣精神科医療チーム(DPAT)を保有し、その派遣体制があること		
4	災害発生時に他の精神科医療機関のDPATその他の医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること		待機場所の確保ができていない ( はい ・ いいえ ) 対応の担当者を決めていない ( はい ・ いいえ )
5	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準(厚生労働省平成8年厚生労働省告示第90号)に適合した精神科指定病院又は当該告示の基準を満たす精神科病院であること		
6	被災後に早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画が整備されていること		
7	整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること		
8	地域の精神科医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練や災害精神科医療に関する研修を実施すること		頻度( ) 参加団体( )
9	災害時に地域の精神科医療機関への支援を行うための体制を整えていること		
10	病棟(病室、保護室等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室等)等精神科診療に必要な部門を設けること		
11	診療機能を有する施設は耐震構造を有すること		
12	災害時も主な診療施設や病棟等を機能させるのに必要な電力を確保するため、自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと		
13	平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から必要な電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと		

	指定事項	確認欄	備考欄
14	適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること		具体的な協定先があれば記載 ( )
15	衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること		( ) 台所有
16	広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと		担当者人数( )名
17	被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等を有すること		携行式の応急用医療資器材 ( あり ・ なし ) 応急用医薬品 ( あり ・ なし ) テント ( あり ・ なし ) 発電機 ( あり ・ なし ) 飲料水 ( あり ・ なし ) 食料 ( あり ・ なし ) 生活用品 ( あり ・ なし )
18	トリアージ・タグを有すること		
19	食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと		食料 ( )日分 飲料水 ( )日分 医薬品 ( )日分
20	食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと(ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点精神科病院への対応が含まれている場合は除く。)		具体的な締結先があれば記載 ( )
21	被災した精神科病院に入院する精神疾患を有する患者等の広域搬送等のため、一時的に多くの患者を受け入れる場合を想定し、病院敷地内もしくは病院近接地に、患者の一時的避難所を運営するための施設を前もって確保しておくこと		具体的な場所を記載  収容人数 おおよそ( )人

【記載要領】

- ・それぞれの項目について、確認欄に
  - :実施、整備済み
  - △:未実施・未整備(今後実施(整備)の予定)
 のいずれかを記入。
- ・備考欄の質問事項に回答を記入
- ・△の場合は、実施(整備)時期等の予定を備考欄に記入

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

（病院名） 管理者 様

神奈川県 知事

神奈川県災害拠点精神科病院指定取消通知書

年 月 日〇〇第〇〇号による神奈川県災害拠点精神科病院の指定について、神奈川県災害拠点精神科病院指定要綱第8条第1項の規定により下記のとおり取り消す。

記

1 病院名称	
2 病院所在地	
3 管理者名	
4 指定取消年月日	年 月 日
5 取消理由	